

波照間漁港屋根付き荷さばき施設新築工事

(竹富町字波照間 6524 波照間漁港内)

特記仕様書

令和 7 年度

竹富町役場農林水産課

1. 総則

1-1 概要

本特記仕様書は、竹富町役場農林水産課が発注する「波照間漁港屋根付き荷さばき施設新築工事（竹富町字波照間 6524 波照間漁港内）」に適用する。

1-2 履行期限

本工事の履行期限は、下記の通りとする。

自：契約日

至：令和7年12月23日

1-3 工事概要

- ① 工 事 名：波照間漁港屋根付き荷さばき施設整備工事（建築）
- ② 工事場所：竹富町字波照間 6524（波照間漁港内）
- ③ 用 途：荷さばき施設
- ④ 構 造：鉄骨造（1階）
- ⑤ 延床面積：301.95 m²

1-4 適用

請負者は、「公共建築工事標準仕様書（令和7年度版）」によるほか、設計図書並びに本仕様書に基づいて施工しなければならない。

1-5 施工責務

本工事に適用する規格並びに基準等は、特に記載の無い事項は竹富町役場農林水産課監督員「以下監督員と称す」との協議により決定する。

1-6 届出・手続き

本工事に必要な届出、手続き等は請負者が代行し、これに要する費用は請負者の負担とする。

1-7 質疑

本工事施工上または製作上、設計図や仕様書等に不審点がある場合は、監督員に申し出てその指示に従うものとする。

1-8 軽微な変更

本仕様書、設計図書に明記されないことも、本施設の目的、機能上、また施工上当然必要なものは、監督員の指示に従い、請負者の負担で処理しなければならない。また、入札前の現場説明等で補足追加した事項も本仕様書の一部とみなすものとする。

1-9 使用機材

本工事に使用する資機材は、設計書及び各仕様書に記載してあるものとし、現場搬入時に監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。

1-10 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に以下の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を得なければならない。

- ①主任技術者届
- ②工事着手届
- ③現場代理人届
- ④施工計画書（工程表含む）
- ⑤材料承認図
- ⑥その他監督員の指示する書類及び図面

1-11 施工中の立合

施工に際し、完成後容易に点検ができない配管や施工確認のできない箇所は、原則としてその過程において、監督員の立会を求めなければならない。

1-12 検査及び試験

本工事で特に必要と認めたものについては、監督員立会にて検査及び試験を行う。

1-13 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、請負者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は請負者の負担とする。

1-14 工事に関する報告

請負者は、工事の進捗、労務者の就業、資機材の搬入、天候等の状況を示す日報作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

1-15 保証

工事完成引渡し後、1年以内に施工または資機材不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。

1-16 工事写真

施工における着工前、完成後、施工状況及び管理写真はデジタルカメラによる撮影及び管理を行うこと。撮影画素数や提出書式等は、監督員の指示を受けるものとする。

1-17 完成書類等

施工完了後、以下の完成書類を監督員に提出して承認を得なければならない。

- ①完成図・検査記録・完成届
- ②工事写真 ※部数及びサイズは監督員と協議の上決定。

1-18 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生法等の規制を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させるとともに安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。なお、本工事場所が陸上部、海上部のいずれも、工事車両及び船舶の走行には他の車両及び船舶等の通行の妨げにならないように配慮すると共に、安全対策を十分に講じること。

2. 共通仕様

2-1 環境保全

- 1) 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、工事の施工により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を施工計画時及び工事実施段階の各々で検討・実施しなければならない。
- 2) 受注者は、工事施工中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ、監督職員に通知しなければならない。また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の承諾を得て、又は監督職員の指示に基づき環境の保全に努めなければならない。
- 3) 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

2-2 施工

- 1) 工事を着手するときは、事前に監督員に連絡し指示を受けた後に工事を施工する。
- 2) 本工事施工中地下埋設物の障害のため、局部に工事中止を命ずることがあっても、このために工期を延長することはできない。但し、中止期間が工期を超えた場合はこの限りではない。
- 3) 本工事施工中関係地先又は関係官公署と交渉を必要とする場合は、監督員に申し出て指示を受けて自ら交渉を行うものとする。
- 4) 本工事の一部を終了したときは、その部分ごとに後片付を監督員の指示に従い行うものとする。
- 5) 本工事施工中、現場における既設構造物の破損及びその他いかなる事故が発生しても、請負者は全責任を負うものとする。
- 6) 地域住民及び一般交通に影響のある工事箇所では、地域住民の安全と利便をはかるために、夜間交通の解放を原則とし、1日の施工範囲はその日の内に路盤仕上げまで可能な延長とし、請負者は監督員の許可なく工事資材及び重機を現場内に放置することがあってはならない、また、工事の都合上掘削穴を埋戻すことが出来ない場合は、転落の危険防止対策を講じ、地域住民の安全を守るために請負者は常に監督員と密接な連絡をとらなければならない。
- 7) 下記事項については監督員の指示に従って、請負者の負担で実施するものとする。
 - ①工事表示板
 - ②規制標示
 - ③施工測量
 - ④後片付け
 - ⑤締固試験
- 8) 現場事務所の設置
 - ①請負者は、工事現場内又は現場付近に現場事務所を設置しなければならない。
 - ②請負者は現場事務所の一部を現場監督員の作業及び会議室として提供しなければならない。
 - ③現場事務所内には本工事の概要、工事計画表、実施工程表、天気図、その他必要な事項を一目で理解できるように作成し、掲示しなければならない。

9) 施工測量

工事に必要な測量は請負者がこれを行い、丁張りは監督員のチェックを受けなければならない。

10) 試掘

設計図の地下埋設は、その概要を示すものであるから、請負者は工事着手前に十分に現地調査を行い、地下埋設物の種別、位置、形状等を確認して図面に標示し監督員と協議すること。万一事故により損害を与えた時は、請負者において即時復旧しなければならない。

11) 残土処理及び産業廃棄物処理

- ①残土は路面に仮置きすることなく、直ちに土捨場に搬出しなければならない。
- ②残土は、原則として監督員の指示する場所まで運搬しなければならない。指示のない場合は自由処分とする。
- ③自由処分の場合は、処分先について監督員に報告し承認を受けなければならない。
- ④産業廃棄物は、建設リサイクル法に基づき処分すること。

13) 保安設備

- ①公共建築工事標準仕様書による他、特に次項以下に留意しなければならない。
- ②工事施工場所を明示する標識及び現場の安全維持に必要な全ての設備は、道路保安設置基準に準じて設けなければならない。尚、標識の形状については、監督員の承認を受けなければならない。
- ③特に台風等の風水害に対する措置を充分に考慮しておかななければならない。
- ④工事現場は公道であるから、一般車両及び公衆に危害を及ぼさないよう事故防止に必要な措置を講じなければならない。特に夜間の標識及び照明は、充分に設備しなければならない。
- ⑤工事現場は、車両の交通を妨げないことを原則とし、交通遮断になる箇所は、迂回路の表示を適格に行う。

3. 検査

3-1 材料検査

建築工事で使用する製品について発注者が必要と認めた場合は、製造工場にて監督員

による製造検査を行うものとする。

3-2 中間・完成検査

中間及び完成検査は町検査員が設計書、工事写真（記録）、竣工図書（中間検査は含まない）、工事日報等の施工記録を基に実施を行う。

3-3 その他検査

官公庁及び電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承認を受けてすべての手続きを代行するものとする。

4. 補足事項

4-1 契約

本工事の契約は、仮契約締結後、竹富町議会の議決を要し、当該議決を得たときに本契約として成立する。また、契約保証金（請負金額の10分の1以上）又は債務不履行により生じる損害金の支払いを保証する補償事業会社等の履行保証保険証券を発注者に寄託しなければ本契約締結はできない。